

京王井の頭線久我山駅南口広場整備（第1次特区提案）

1. 提案内容（提案：平成14年8月）

特例についての要望事項	京王井の頭線久我山駅南口に面する神田川上部利用による駅前広場空間創出のため、現在の河川の工作物設置基準等の規制緩和を要望する。また、駅周辺地域の有効な土地利用を図るため、旧河川の都市計画区域(神田川緑地)からの一部除外を要望する。
特例による具体的効果	駅に隣接する河川上部活用により、新たな駅前広場空間の創出と、連続した土地利用による快適なまちづくりを図ることができる。また、都市計画で定めた神田川緑地から一部除外することにより、駅前にふさわしい有効な土地利用が図られる。
現状(規制状況)	京王井の頭線久我山駅南口には直近に神田川と人見街道が平行に走り、地形形状の問題から、現在の許可基準の下では駅前広場空間を創出することができず、駅を中心とするまちづくり計画が進まない。また、旧河川に緑地の都市計画があり、都市計画法53条、同54条に基づいた建築行為が制限されているため、駅周辺地域にふさわしい土地利用が図られていない。
該当法令・規制	河川上部利用の制限 = 工作物設置許可基準(建設省河川局治水課長通達 平成6年9月22日付建設省河治発第72号)。都市計画施設区域内での建築の制限 = 都市計画決定(昭和32年12月21日建告第1689号)、都市計画法。

2 提案結果

「河川区域内の工作物の新築許可手続については、個別の案件ごとに判断が異なるを得ないが、その河川特性によっては現行の審査基準により対応可能なものもある。」として、特区の対象とはならなかった。